

小松市におけるこども園等の自然災害発生時対応ガイドライン

小松市こども家庭課

1 目的

台風や豪雨などに伴う避難情報発令時、こども園等には、園児や保育従事者の生命と身体の安全を守るための早急な対応が求められる。

そこで小松市内において、こども園等の存在する校下・地区に避難情報が発令された場合の対応について、ガイドラインを定める。

2 台風・豪雨などの自然災害発生時

2-1 避難情報が発令された場合にとるべき行動

発令される警戒レベルごとに市民がとるべき行動は次の表のとおり。

乳幼児とその支援者は、【警戒レベル3（高齢者等避難）】が発令された時点で、速やかに避難することとされている。

区分	状況	とるべき行動	市からの避難情報等
警戒レベル 5	災害発生 又は切迫	◎命の危険 直ちに安全確保！ ・すでに安全な避難ができず命が危険な状態です。 ・避難することがかえって危険である場合、自宅や近隣建物で緊急的に安全を確保する。	緊急安全確保
〈警戒レベル4までに必ず避難！〉			
警戒レベル 4	災害の おそれ高い	◎危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難する。	避難指示
警戒レベル 3	災害の おそれあり	◎危険な場所から高齢者等は避難 ・避難に時間を要する人（高齢者、障がい者、乳幼児等）とその支援者は避難行動をとる。 ・その他の人は、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル 2	気象状況 悪化	◎自らの避難行動を確認 ・避難に備えハザードマップ等により避難行動の確認をする。	
警戒レベル 1	今後気象 状況悪化の おそれ	◎災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する。	

2-2 発令時の対応

こども園等については、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢のこどもが利用するものであることから原則、開所とする。

「避難情報が発令された場合にとるべき行動」を踏まえ、【警戒レベル3～5】が発令された場合のこども園等の対応を次のとおりとする。

なお、こども園等の立地条件、周辺の河川等の状況が異なることから、発令対象外施設であっても小松市と協議の上、早期のお迎えや臨時休園とすることを可能とする。

(1) 「午前6時時点で発令中」又は「午前6時から開園時刻までの間に発令」の場合

区分	避難情報	保育施設の対応	対象の園
警戒レベル 3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・当該日は臨時休園とする。 ・保護者への休園の連絡に努める。 ・市へ休園の報告をする。 	発令対象校下・地区に所在する全ての園
警戒レベル 4	避難指示		
警戒レベル 5	緊急安全確保		

※避難情報発令中であっても明らかに気象状況が回復傾向であり、避難解除も予測される場合は、各こども園等の周囲の安全を確認した上で、開園するものとする。

※開園前に発令が解除された場合

安全を確認の上、平常保育を開始する。

状況によっては開園時間を遅らせたり、休園となる場合もあります。

(2) 「開園時間中に発令」の場合

区分	避難情報	保育施設の対応	対象の園
警戒レベル 3	高齢者等避難	・保護者へ「状況の連絡」と「安全を確保しつつできるだけ速やかなお迎えの依頼の連絡」をする。	発令対象校下・地区に所在する全ての園
警戒レベル 4	避難指示	・臨時休園とする。 ・原則、予め保護者へ周知している避難場所へ園児を避難させる。	
警戒レベル 5	緊急安全確保	ただし、他の避難場所又は園内が安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。	

3 地震発生時の対応

こども園等については、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、原則、開所とする。

ただし、震度5強以上の地震が発生し、施設の安全確保、職員体制の確保などが著しく困難な場合は、施設長の判断により、登園自粛や臨時休園の措置をとることを可能とする。

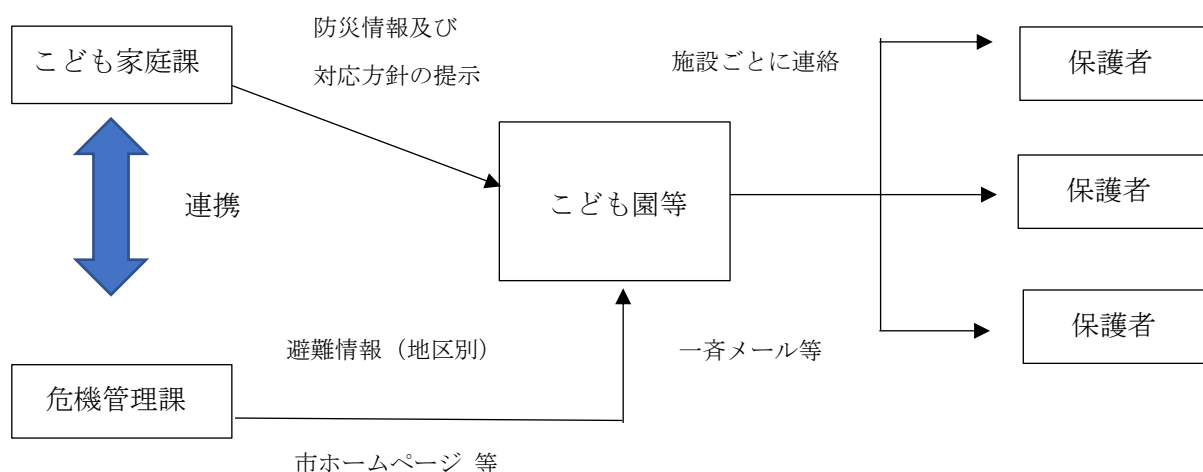
(市との事前協議は不要、措置後、被害状況と併せ、市へ報告)

4 大雪時の対応

こども園等については、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、原則、開所とする。

ただし、市の雪害対策本部が設置され、施設の安全確保、職員体制の確保などが著しく困難な場合は、市と協議の上、登園自粛や臨時休園の措置をとることを可能とする。

5 災害発生時等における連絡体制



※こども園等は、災害発生・避難情報等を取得するために「LINEで防災」に登録しておく。

6 保護者等への周知

各こども園等においては、周知チラシや入園のしおり等を活用し、保護者への周知を行うとともに、災害発生時において迅速かつ確実に情報伝達できるシステムの構築に努めるものとする。

災害時の対応について

〇〇こども園 園長 〇〇 〇〇

〇〇こども園では、風水害や大地震などが発生し、お預かりしている園児に危険が見込まれる場合や施設被害により受け入れが困難な場合に、臨時休園などの措置をとることがあります。保護者の皆様におかれましては、下記の対応内容について日頃からご留意をいただき、緊急時には速やかな行動がとれますようにご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

こども園が所在する場所（〇〇校下・地区）に避難情報が発令されたとき

開園前 ・午前6時まで ・午前6時から開園時刻まで	警戒レベル3	高齢者等避難開始	終日休園します 避難情報発令中であっても明らかに気象状況が回復傾向であり、避難解除も予測される場合は、各こども園等の周囲の安全を確認した上で、開園するものとする。
	警戒レベル4	避難指示	
	警戒レベル5	緊急安全確保	

開園中	警戒レベル3	高齢者等避難	園児を引き渡します ・保護者へ「状況の連絡」と「安全を確保しつつできるだけ速やかなお迎えの依頼の連絡」をする。
	警戒レベル4	避難指示	終日休園します ・原則、予め保護者へ周知している避難場所へ園児を避難させる。 ただし、他の避難場所又は園内が安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。
	警戒レベル5	緊急安全確保	

こども園が所在する場所（〇〇地区）に震度5以上の地震が発生したとき

登園前 保育中	震度5以上の地震の発生後に、施設の安全確保、職員体制の確保などが著しく困難な場合、登園自粛や臨時休園となる場合がございます。
------------	--



風水害・地震ともに、危険を感じた場合は、保護者の皆様の判断で（園からの連絡を待たずに）お迎えに来ていただいても構いません。園から連絡ができない事態が発生することも考えられます。早めの判断と対応が、お子様の安心・安全につながります。



〇〇こども園の所定の避難場所は

〇〇小学校

〇〇こども園

〒000-0000 小松市〇〇町

電話 0761-00-0000

F A X 0761-00-0000